	仮運転免許に係る試験		
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千五百五十円）	五百円	五百円	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千五十円）
三千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千百円）	千二百円	千五十円	二千二百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千三百五十円）

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百円」を「三百五十円」に、「三千八百円」を「三千五百円」に、「九百円」を「千五十円」に、「三千五百五十円」を「三千七百五十円」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

再試験手数料	
普通自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千五十円）
原動機付自転車免許に係る再試験	五百円

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項中「千百円」を「千百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三百五十円」を「四百円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「千百円」を「千百五十円」に、「二千五百円」を「二千三百五十円」に、「三百五十円」を「四百円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「千二百円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百五十円」を「千二百五十円」に改め、同表経由手数料の項中「百五十円」を「二百円」に、「四百円」を「三百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「六百五十円」を「七百円」に、「二千円」を「二千百円」に、「九百円」を「七百五十円」に、「千百円」を「九百円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「千円」を「九百円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、「二万五十円」を「一万九千九百円」に、「千五十円」を「千二百円」に、「一万八千六百円」を「一万八千四百五十円」に、「千百五十円」を「千三百円」に、「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「三千三百円」を「三千五百円」に、「一万八千五百五十円」を「一万八千二百円」に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料の項中「千円」を「九百円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「三千二百五十円」を「三千三百円」に、「一万千七百五十円」を「一万千六百五十円」に、「千円」を「千百円」に、「一万八百円」を「一万七百円」に、「千百五十円」を「千二百五十円」に、「八千三百円」を「八千百五十円」に、「三千二百円」を「三千四百円」に、「九千六百五十円」を「九千三百五十円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に、「千五百円」を「千四百五十円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

講習手数料		
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について四百五十円	
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について千五十円	
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について七百円	
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二千六百五十円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について千百五十円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千八百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千七百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習		講習一時間について四百円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習		講習一時間について千五百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習		講習一時間について九百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習		講習一時間について四百五十円

講習手数料		
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について三百円	
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について千三百円	
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について千四百円	
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二千円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について千三百円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千三百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千三百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習		講習一時間について千円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習		講習一時間について千五百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習		講習一時間について四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習		講習一時間について二百円